

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税、特別土地保有税、）	
要望項目名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）の施行に伴い、平成28年4月1日に独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構が統合し、独立行政法人労働者健康安全機構となるとともに、統合後の新法人においては、国が委託事業として実施している日本バイオアッセイ研究センター事業を実施することになる。</p> <p>このため、新法人において引き続き必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	<p>（ 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の4第1項第3号の2、第73条の4第1項第13号、第348条第2項第9号の2、第348条第2項第16号、第586条第2項第28号、第701条の34第1項、第702条の2第2項、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律、独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成11年法律第181号）、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）</p>	
減収見込額	<p>[初年度] (-) [平年度] (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に基づく独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合を行うことにより、これらの法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより、官の肥大化防止・スリム化を図り、国民生活の向上等に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>当該統合後の法人において引き続き必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人労働安全衛生総合研究所 基本目標 Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標 Ⅲ-2 安全・安心な職場づくりを推進すること 施策目標 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人労働者健康福祉機構 施策大目標 Ⅲ-3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
	政策の達成目標	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に基づく独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合を行うことにより、これらの法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより、官の肥大化防止・スリム化を図り、国民生活の向上等に寄与する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、平成27年度に統合前の独立行政法人に対して講じられている措置と同等の措置を要望し、「△法」とされたところ。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	運営費交付金、補助金等 運営費交付金 9,900,269千円(28年度概算要求額) 補助金等 14,343,455千円(28年度概算要求額)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	運営費交付金、補助金等は法人の円滑な業務運営のためのものであるが、税制上の措置は法人の公益性に鑑み要望するもので、競合するものではない。
	要望の措置の妥当性	当該統合後の法人において引き続き必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずることが必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度に同様の要望を提出し、「長期検討課題（二重△）」とされている。